

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年十二月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年八月二十四日奈良県指令高土第二九一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月二十八日高土第九〇九号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十九年十一月二十八日高土第三七三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市足田一〇五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市足田一三三番地

脇川治三郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市足田一〇五―一地先